

令和8年度

月岡小学校
いじめ防止基本方針

(28)富山市立月岡小学校

目 次

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 1 月岡小学校いじめ防止基本方針について | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 基本理念 | 1 |
| (3) いじめの定義 | 1 |
| 2 本校のいじめの実態と課題について | 2 |
| (1) 本校の実態 | 2 |
| (2) 本校の課題 | 3 |
| 3 いじめ問題への基本的な取組について | 3 |
| (1) いじめの防止のための取組 | 3 |
| (2) いじめの早期発見のための取組 | 4 |
| (3) いじめへの対応 | 5 |
| (4) いじめ解消に向けた取組 | 5 |
| (5) インターネット上でのいじめに対する対処 | 7 |
| 4 重大事態への対処について | 7 |
| (1) 重大事態の意味 | 7 |
| (2) 重大事態の対応と調査 | 8 |
| (3) 調査結果の提供と報告 | 9 |
| ※ 参考資料 | 11~14 |
| 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】 | 11 |
| 【表1 校内いじめ対策委員会】 | 12 |
| 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】 | 13 |
| 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】 | 14 |

1 月岡小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立月岡小学校は、子供の尊厳を保持する目的の下、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「月岡小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第 2 条。以下、枠内は法の条文。)

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該子供が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいいます。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用して行います。

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、子供からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
 - ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
 - ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
 - ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文科科学大臣決定(平成29年3月14日改定)>を参照。以下「国の方針」という。)

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)の止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。(被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる)
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害にあった子供がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害にあった子供及びその保護者への面談等で確認)

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではありません。被害にあった子供の回復、加害を与えた子供が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の子供と他の子供との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・友達同士のトラブルがしばしば発生しています。
- ・乱暴な言葉を使う場面が見受けられ、友達を傷つける言葉が使われています。
- ・いじめ事案はありませんが、いじめに発展しないよう担任や他の教員で様子を見守っている状況です。

(2) 本校の課題

- ・友達同士で仲良く関わり合えるためのルールづくりや約束を守る規範意識を高める指導が必要です。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・今後、一人1台端末(chromebook)、タブレット、携帯電話、ゲーム機等を使い、SNS、チャット等への書き込みによるいじめが発生する心配もあるため、ネットモラルに関する指導及び一人1台端末(chromebook)を使ったチャット等の内容の把握、制限、監視を一層しっかりと行う必要があります。また、何よりも保護者の協力も得ることが大切です。

3 いじめ問題への基本的な取組について

(1) いじめの防止のための取組

- ・全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、子供だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ子供及び保護者に示し、子供が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・教職員は、基本的理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当校の子供がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。
- ・子供のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
- ・道徳教育の充実を図り、人を思いやる心を育てるとともに、集団宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感できるようにします。
- ・朝の読書活動・読み聞かせ活動(お話ミッケの会)等を通して、言葉を尊重する心を育てるとともに、言葉によって表現された情感を味わう機会を多く設けます。
- ・いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事(「人権を考える週間」等)を計画的に進め、子供の人権意識の向上に努めます。
- ・子供に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解できるように努めます。
- ・いじめを受けている子供が自尊感情を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・児童会等、子供による自主的な活動(児童会による人権宣言等)を支援し、子供が自主的にいじめ問題について考え、議論するなどの活動に取り組めるよう、自己指導能力を育てます。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

- ・ 学校は、「特に配慮が必要な子供」については、日常的にその子供の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・ 教職員の言動が子供を傷付けたり、他の子供によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- ・ いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・ 校内で発生した事案について全職員で情報を共有し、該当児童への対応や新たな事案発生時の対応に生かすようにします。
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 P13 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、子供の言動や表情を細かく観察することや子供に対する定期的なアンケート調査や教育相談等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・ いじめは大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細なサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの的確に関わることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている子供は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、子供が気持ちを打ち明けられるよう、日頃から「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てます。
- ・ いじめられている子供にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くし俯瞰的に子供たちを見守ります。
- ・ 些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 職員間で子供の姿で語る機会を増やし、最近の状況や見守ってほしいポイントや配慮すべき事柄について、共通理解できるようにします。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめへの対応

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた子供、いじめを知らせた子供の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策の

ための組織」(以下「学校組織」という。)に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。

- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った子供の保護者の理解を得た上で、該当の子供を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている子供を守る措置を講じます。
- ・ いじめられている子供自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている子供を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊心を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、該当の子供の登下校の見守り等を行い、その子供の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる子供に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷付けるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、該当の子供の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- ・ いじめられている子供といじめを行ったとされる子供それぞれの保護者には、できる限りいじめの認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。
- ・ 子供の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ 学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 ① P11【図1:学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② P12【図2:いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

(4) いじめ解消に向けた取組

- ・ いじめられていた子供が信頼できる人(親しい友人、教職員、家族、地域の人等)と連携するなどして、該当の子供の心に寄り添い、支援する体制をつくとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた子供が、健全な活動目標(学習目標の設定、児童会の活動、奉仕活動等)を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた子供にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。

- ・ 子供が、児童会の活動(学級会、学年集会、全校集会等)を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ・ 重大事態が発生した場合は、4「重大事態への対応」のとおり対処します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
 - エ 対応後も定期的に連絡し、学校での子供の様子を伝え、保護者の不安な気持ちを少しでも軽減できるように配慮すると共に、信頼関係が保てるよう努めます。
- ・ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。また、定期的に子供の様子も伝え、努力している点や変容した点について伝えるようにします。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを行います。少なくとも、3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定します。

- ・ いじめられた子供が、心身の苦痛を感じていないと認められることが必要なので、本人及び保護者に対し、面談により確認します。

(5) インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。なお、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組について周知します。
- ・ 子供たち自身がネットルールを作り、家庭と協力して守っていくよう支援します。
- ・ 子供に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求めます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応をします。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。
- ・ 児童理解のための研修や事例研修等を行い、教職員の対応力を高めるために努力していきます。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(子供が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合等)
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある)

※ 子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる必要があります。

- ・ 申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。

(2) 重大事態の対応と調査

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・ 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、学校に設置されている学校組織(校内いじめ対策委員会)の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護士、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努めます。
- ・ 事案の特性やいじめられた子供又は保護者等の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が主体となって調査を実施します。
- ・ 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、法第22条に基づく学校組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられます。
- ・ 学校又は市教育委員会は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査組織の委員の構成状況に係る情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告します。
- ・ 調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とします。
- ・ 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- ・ 調査の実施は被害児・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進めます。
- ・ 被害児、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
- ・ 加害児からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保します。
- ・ 学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組みます。
- ・ 学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織(いじめ対策委員会)の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行います。

(3) 調査結果の提供と報告

- ・ 学校は、速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

- ・ 調査の進捗状況について、被害にあった子供及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害にあった子供とその保護者に確認します。
- ・ 学校が調査を行う場合、市教育委員会の指導、助言により情報の提供の内容や方法、時期等について検討します。報道機関等、外部に公表する場合は、他の子供又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、子供又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策(対応の方向性を含む)とともに調査結果を説明します。
- ・ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の子供又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・ 加害の子供及びその保護者に対して、被害にあった子供、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害の子供が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害にあった子供への謝罪の気持ちの醸成を図ります。
- ・ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号)等に照らして適切に判断します。

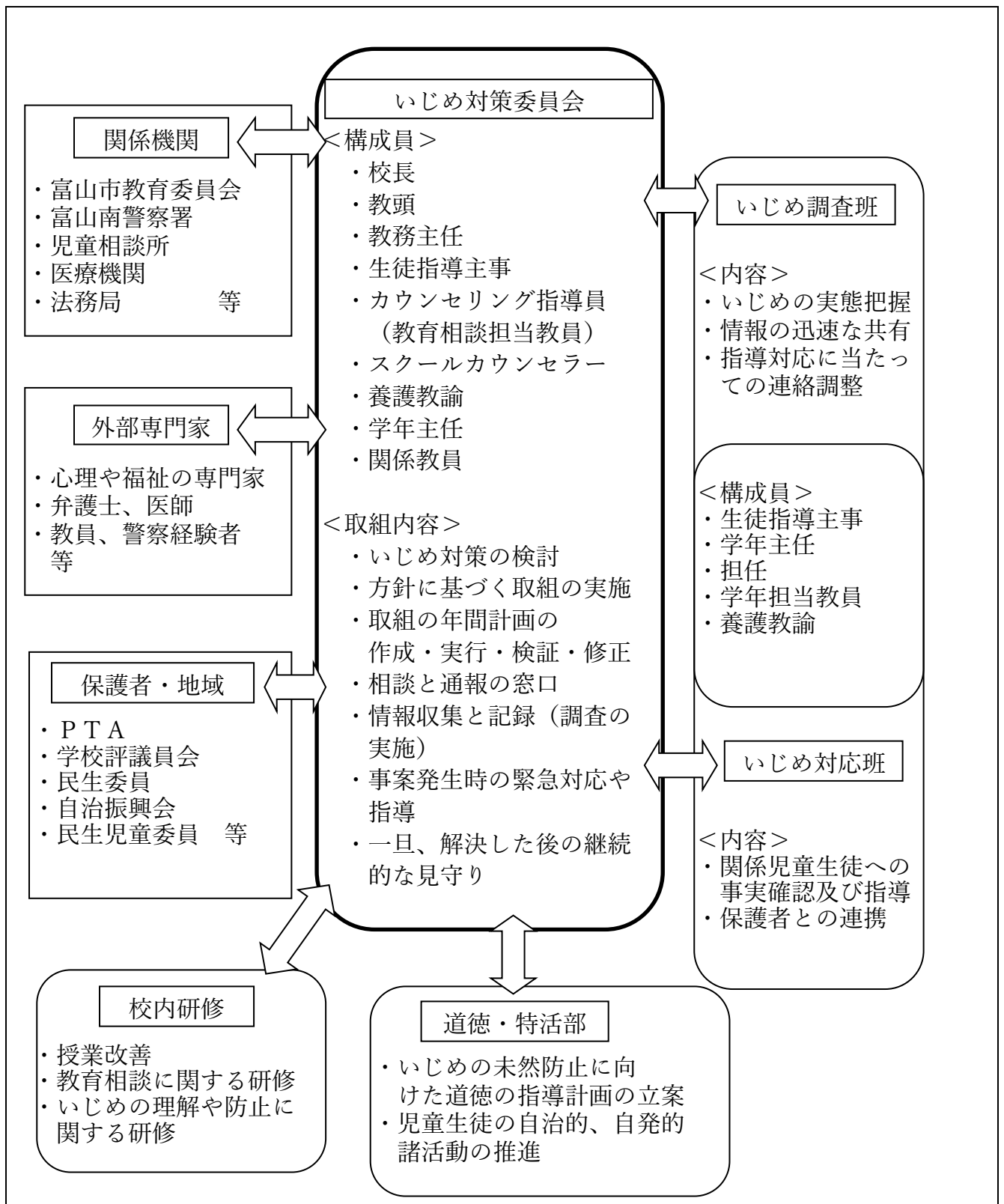
(4) いじめの関係記録等の保存期間について

- ・ 教育相談やいじめの調査に関する定期的なアンケート等の文書は、学校で期限を定めて保存します。(少なくとも実施した年度末まで保存することが望ましい)ただし、いじめの通報・相談内容が記述されたアンケート等の文書及び子供に行った聴き取り調査の記録等の文書については、当該事案に関係する子供の卒業後5年間保存します。(なお、当該事案が解消されているか否かは問わない)。

※参考 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年度8月改訂版・文部科学省)

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 校内いじめ対策委員会】

| 役 職 | 氏 名 | 分担1 | 分担2 | 備 考 |
|------------|---|------|-----|--------|
| 校長 | 山田 靖之 | 総 括 | | |
| 教頭 | 宮野 望 | 全体指揮 | | |
| 教務主任 | 小山 憲章 | 調査班 | | 指導計画検証 |
| 生徒指導主事 | 近藤 由佳 | 調査班 | | 記録集約 |
| スクールカウンセラー | 岡田 千秋 山崎 恵理子 | 調査班 | 対応班 | |
| 各学年主任 | 第1学年 三浦 玲奈 第2学年 弓部 真惟子 第3学年 近藤 由佳 第4学年 水島 裕美 第5学年 細川 清華 第6学年 成瀬 瑠奈 しいのみ 河村 祐樹 | 調査班 | 対応班 | |
| 養 護 教 諭 | 石井 理恵 | 調査班 | 対応班 | |
| 担任等関係教員 | 第6学年 廣田 堅心 しいのみ 石橋 理子 通級指導 堀 泰洋 | 調査班 | 対応班 | |

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | |
|----------|---|---------------------|--------------|------|-----------------|--|
| 校内委員会等 | いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会 | 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 | | | いじめ問題に関する職員研修会① | |
| 未然防止への取組 | いじめ実態把握調査 ① 学級・学年づくり 人間関係づくり（集団宿泊学習・縦割り活動等） 職員による休み時間の巡回指導 | | | | | |
| 早期発見への取組 | 児童会による「月岡っ子の心がけたいこと」周知 | | 保護者学校評価アンケート | | | |
| | 毎月月末に学校生活アンケート実施 | | | 教育相談 | | |

| | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|--|--------------|-------------------------------|-----|----|---------------|--------------------------------------|
| 校内委員会等 | いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 | | 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 | | | | いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し |
| 未然防止への取組 | ②学級・学年づくり 人間関係づくり（運動会・学習発表会等） | | ③学級・学年づくり 人間関係づくり（卒業を祝う会等） | | | | |
| | 職員による休み時間の巡回指導 | | | | | | |
| | | 児童会による「人権集会」 | | | | 道徳・特別活動計画へ生かす | |
| 早期発見への取組 | | | 保護者学校評価アンケート | | | | |
| | 毎月月末に学校生活アンケート実施 | | | | | | |
| | | | 教育相談 | | | 教育相談 | |

※ 学校の年間の教育計画に合わせ柔軟に立案する。